

# 国の月次支援金と県の応援金について

**尾北民商**  
ニュース  
2021年  
7月26日号  
TEL 0587-54-0524  
FAX 0587-54-1390

	月次支援金（経済産業省）	愛知県中小業者等応援金
交付額	4～7月毎月ごとに法人上限20万円、個人上限10万円（最大合計は法80万、個40万）	法人上限40万円、個人上限20万円（3ヶ月分合計で一回限り）
要件	協力金の対象とならなかった飲食店、飲食店との取引業者、流通関連業者、飲食品・器具備品の製造者、それら業者に商品・サービス提供を行う事業者、旅行・その他の主に対面で営業を行う業者で、4～7月それぞれの売上が、2020年か2019年の4～7月それぞれから50%以上減少している	①県の要請を受け、休業・時短営業した飲食店と直接・間接の取引があるか、②外出・移動の自粛による直接的な影響を受けた ①か②の業者で、今年の4～6月の合計売上額が2019年か2020年の同時期と比べて30%以上50%未満減少している
事前審査	登録確認機関で1度は審査が必要（一時支援金で審査済みの人は不要）	なし



国の月次支援金と県の応援金は両方を受けることはできません。  
対象となる業者で4～6月の場合、減少が3割以上5割未満なら応援金、それぞれの月で5割以上

なら月次支援金が申請先になります。  
一時支援金に続けて月次支援金を申請する場合も、2回目以降の月次支援金の申請も、IDとパスワード

は同一のものを使います。パスワードは事務局からの申請受付メールなどでも確認できないので、確実に記録して保管しましょう。

応援金は4～6月の3ヶ月合計の計算で、給付は1回限りです。

実際の申請で分からないところがある人、申請したが不備のメールが返ってきて困っているという人は、民商にご相談ください。



## 生業自衛のためにインボイス制度について学ぼう！

各支部でインボイス学習会が開催されます。

この制度が年間売上1千万円未満の免税業者を商取引から排除するのは2023年10月からです。

しかし政治に影響を与えて制度を実施中止に追い込むためには、今の内から動き出して多くの人にインボイスの危険性を伝え、広く国民の声を形成しなくてはなりません。

総選挙前の今こそが最大の機会です。みんなで制度を学び、友人知人と対話して危険を伝え、インボイス反対の世論を広げましょう。民商は「消費税インボイス制度の実施中止を求める請願」署名を募っています。

第1次集約日は7月末です。

- 扶桑支部 7月31日（土）午後1時30分～3時 千田事務所
- 犬山支部 8月1日（日）午後3時30分～4時30分 南部公民館 会議室1
- 江南北支部 8月26日（木）午後7時30分～8時30分 古知野北学供

フリーランスなども、インボイス制度によって商取引から排除される恐れがあります。

個人タクシー運転手、保険外交員、シルバー人材センターの業務委託契約者、道の駅に野菜を納めている農家、ヤクルトレディ、ウーバーイーツなどのギグワーカー、プログラマーやデザイナー、コンサルタントやカウンセラー、ライターや編集者、翻訳家など、確定申告を必要とする人はすべて、インボイス実施後は消費税納税業者

になるか、企業との商取引をあきらめるかを選択させられることとなります。

人件費が控除されない消費税の仕組みと社会保険料の負担から、企業は長年にわたって従業員の非正規化と外注への委託を進めてきました。上記のような確定申告を必要とする働き手がいる世帯も増えています。

インボイス制度は自身を自営業者と認識していない人にとっても、死活問題となる可能性があります。